

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2019年9月25日提出 |
| 【計算期間】 | 第13期(自 2018年6月26日至 2019年6月25日) |
| 【ファンド名】 | 外国株式インデックス・オープン（SMA専用） |
| 【発行者名】 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 菱田 賀夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝公園一丁目1番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 投資業務推進部長 民野 誠 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区芝公園一丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6453-3610 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）に連動する投資成果を目指します。

<信託金限度額>

上限 3,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|---------|--------|-------------------|------|---------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | MMF | インデックス型 |
| 追加型 | 海外 | 債券 | MRF | 特殊型 |
| | 内外 | 不動産投信 | ETF | |
| | | その他資産 () | | |
| | | 資産複合 | | |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象 地域 | 投資形態 | 為替 ヘッジ | 対象 インデック ス | 特殊型 |
|--------|------|------------|------|-----------|------------------|-----|
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|--------------|-------------|----------------------|-----------|---|---------------------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | ファミリー ファンド | あり () | 日経225 | ブル・ベア型 |
| 一般 大型株 中小型株 | 年2回 | (日本を 除く) | ファンド・ オブ・ファン ズ | なし | TOPIX | 条件付運用型 |
| 債券 | 年4回 | 日本 | | | その他 (MSCI コク サイ・イン デックス (円ベー ス)) | ロング・ ショート型/絶 対収益追求型 |
| 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属 性 () | 年6回 (隔月) | 北米 | | | | その他 () |
| 不動産投信 () | 年12回 (毎月) | 欧州 | | | | |
| その他資産 (投資信託証券 (株式一 般)) | 日々 | アジア | | | | |
| 資産複合 () | その他 () | オセアニア | | | | |
| 資産配分 固定型 資産配分 変更型 | | 中南米 | | | | |
| | | アフリカ | | | | |
| | | 中近東 (中東) | | | | |
| | | エマージ ング | | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

(1)株式

一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをい

う。

中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の

資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

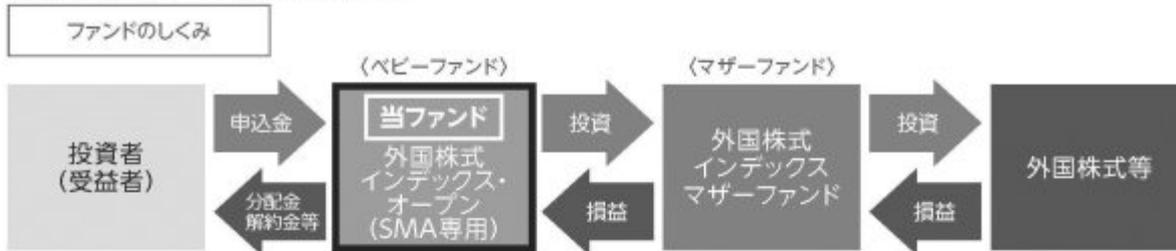
[特殊型]

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

< ファンドの特色 >

1. 日本を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- 原則として、為替ヘッジは行いません。

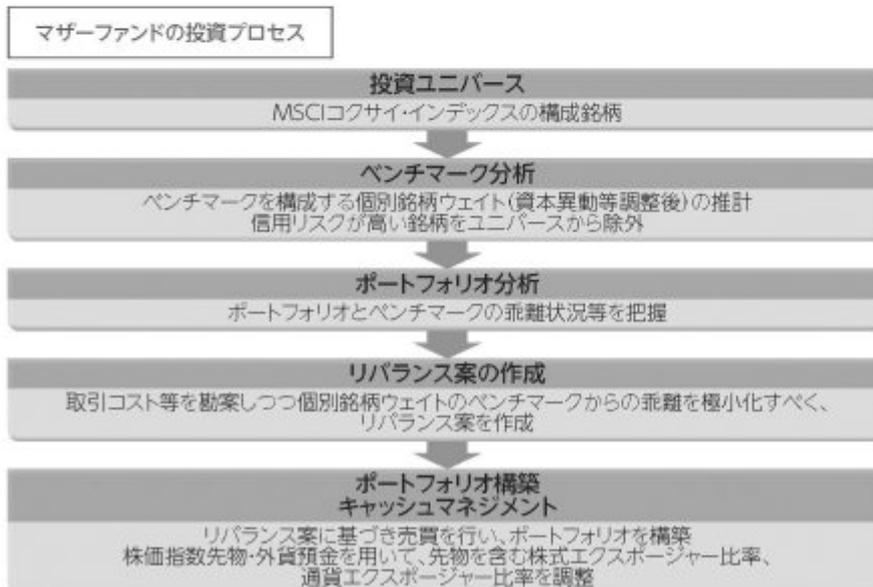


? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

<マザーファンドの概要>

| マザーファンド | 主な投資対象・投資地域 | 運用の基本方針 |
|-------------------|---|---|
| 外国株式インデックスマザーファンド | 原則として、MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)を構成している国の株式 | この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。 |



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

2. MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)に連動する投資成果を目指します。

? MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)とは

| インデックスの概要 (2019年7月末現在) | | 地域別構成比 | | |
|---------------------------|----------|--------|---------------------|--|
| 国・地域 | 22カ国・地域 | | 北米(72.5%) | 米国/カナダ |
| 構成銘柄数 | 1,328銘柄 | | 欧州(22.7%) | 英国/ドイツ/アイルランド/オランダ/フランス ベルギー/ポルトガル/オーストリア/スペイン デンマーク/イタリア/フィンランド/スイス スウェーデン/ノルウェー |
| 時価総額 | 約4,141兆円 | | アジア・オセアニア (4.6%) | 香港/シンガポール/オーストラリア ニュージーランド |
| | | | 中東(0.2%) | イスラエル |
| | | | | |

(出所)MSCI社のデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成
 ※時価総額は当該日の為替データをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。
 ※地域別構成比は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。
 ※「MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

分配方針

- 原則として、毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
 - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
 - 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

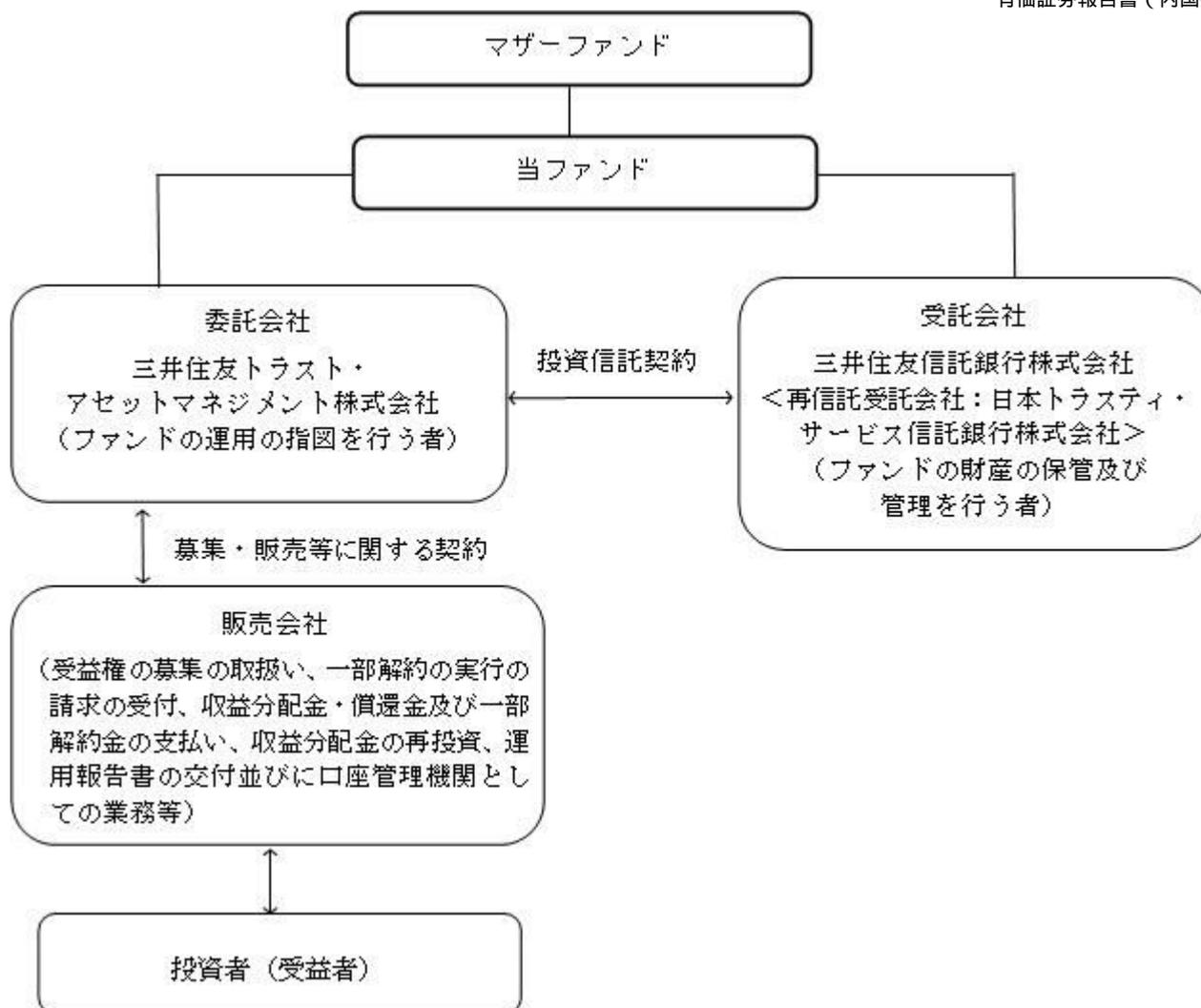
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|------------|--|
| 2007年2月16日 | 本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始 |
| 2012年4月1日 | 本ファンドの名称を「STAM 外国株式インデックス・オープン(SMA専用)」から「外国株式インデックス・オープン(SMA専用)」に変更 本ファンドの主要投資対象である「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の名称を「外国株式インデックス マザーファンド」に変更 |

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況（2019年 7月31日現在）

イ．資本金の額：20億円

ロ．委託会社の沿革

- | | |
|-------------|---|
| 1986年11月1日： | 住信キャピタルマネジメント株式会社設立 |
| 1987年2月20日： | 投資顧問業の登録 |
| 1987年9月9日： | 投資一任契約に係る業務の認可 |
| 1990年10月1日： | 住信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 1999年2月15日： | 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 1999年3月25日： | 証券投資信託委託業の認可 |
| 2007年9月30日： | 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号） |
| 2012年4月1日： | 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2018年10月1日： | 三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継 |

ハ．大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 持株数 | 持株比率 |
|-----------------------|-------------------|--------|------|
| 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 3,000株 | 100% |

2【投資方針】

（１）【投資方針】

（イ）基本方針

本ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

（ロ）運用方法

投資対象

外国株式インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資態度

- 1)主として、マザーファンド受益証券に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2)株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
- 3)外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
- 4)運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 5)有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る先物オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 6)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- 7)投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- 8)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引を行うことができます。

（２）【投資対象】

（イ）本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（ロ）委託者は、信託金を主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックス マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる

同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(八) 委託者は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

とになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2018年6月26日から2019年6月25日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【外国株式インデックス・オープン（SMA専用）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第12期 (2018年 6月25日現在) | 第13期 (2019年 6月25日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 15,476,794 | 14,468,900 |
| 親投資信託受益証券 | 4,231,226,340 | 4,604,764,860 |
| 未収入金 | 2,185,446 | 68,222 |
| 流動資産合計 | 4,248,888,580 | 4,619,301,982 |
| 資産合計 | 4,248,888,580 | 4,619,301,982 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 4,316,465 | - |
| 未払受託者報酬 | 1,542,107 | 1,678,774 |
| 未払委託者報酬 | 9,472,885 | 10,312,417 |
| 未払利息 | 41 | 31 |
| その他未払費用 | 218,309 | 236,318 |
| 流動負債合計 | 15,549,807 | 12,227,540 |
| 負債合計 | 15,549,807 | 12,227,540 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,638,125,980 | 2,774,176,433 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,595,212,793 | 1,832,898,009 |
| （分配準備積立金） | 787,681,702 | 794,029,011 |
| 元本等合計 | 4,233,338,773 | 4,607,074,442 |
| 純資産合計 | 4,233,338,773 | 4,607,074,442 |
| 負債純資産合計 | 4,248,888,580 | 4,619,301,982 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第12期 自 2017年 6月27日 至 2018年 6月25日 | 第13期 自 2018年 6月26日 至 2019年 6月25日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 4 | 5 |
| 有価証券売買等損益 | 426,876,490 | 205,286,115 |
| 営業収益合計 | 426,876,494 | 205,286,120 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 6,319 | 7,679 |
| 受託者報酬 | 3,056,934 | 3,310,037 |
| 委託者報酬 | 18,778,167 | 20,332,983 |
| その他費用 | 218,444 | 236,637 |
| 営業費用合計 | 22,059,864 | 23,887,336 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 404,816,630 | 181,398,784 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 404,816,630 | 181,398,784 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 404,816,630 | 181,398,784 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 78,103,075 | 21,677,609 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 1,244,105,710 | 1,595,212,793 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 387,967,484 | 430,793,594 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 387,967,484 | 430,793,594 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 363,573,956 | 352,829,553 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 363,573,956 | 352,829,553 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,595,212,793 | 1,832,898,009 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 |
|-----------------|---------------------------------------|

(貸借対照表に関する注記)

| | 第12期 (2018年 6月25日現在) | 第13期 (2019年 6月25日現在) |
|----------------------------|--|--|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 2,638,125,980口 | 2,774,176,433口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.6047円 (16,047円) | 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.6607円 (16,607円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第12期 自 2017年 6月27日 至 2018年 6月25日 | | | 第13期 自 2018年 6月26日 至 2019年 6月25日 | | |
|--|--------------|----------------|--|--------------|----------------|
| 分配金の計算過程 | | | 分配金の計算過程 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 80,820,668円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 84,622,612円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 245,892,887円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 75,098,563円 |
| 収益調整金額 | C | 1,515,856,204円 | 収益調整金額 | C | 1,788,981,450円 |
| 分配準備積立金額 | D | 460,968,147円 | 分配準備積立金額 | D | 634,307,836円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,303,537,906円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,583,010,461円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 2,638,125,980口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 2,774,176,433口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 8,731円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 9,310円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | -円 | 1万口当たり分配金額 | H | -円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | -円 | 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | -円 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| | <p style="text-align: center;">第13期 自 2018年 6月26日 至 2019年 6月25日</p> |
|-------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。 |

2. 金融商品の時価等に関する事項

| | <p style="text-align: center;">第13期 (2019年 6月25日現在)</p> |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

| |
|-------------|
| 該当事項はありません。 |
|-------------|

（その他の注記）

元本の移動

| 区分 | 第12期 | 第13期 |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 2017年 6月27日 至 2018年 6月25日 | 自 2018年 6月26日 至 2019年 6月25日 |
| 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| 期首元本額 | 2,721,964,908円 | 2,638,125,980円 |
| 期中追加設定元本額 | 698,725,638円 | 720,602,853円 |
| 期中一部解約元本額 | 782,564,566円 | 584,552,400円 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第12期 (2018年 6月25日現在) | 第13期 (2019年 6月25日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| | 計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | 計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 360,719,840 | 185,670,237 |
| 合計 | 360,719,840 | 185,670,237 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|----|----|------|--------|----|
|----|----|------|--------|----|

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 2019年 6月25日現在 |
|------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 株式</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p> |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | <p>(1) 先物取引</p> <p>株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p> |
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | <p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> |

| | |
|------------------|--|
| | 2019年 6月25日現在 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | <p>運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。</p> <p>内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。</p> |

2.金融商品の時価等に関する事項

| | |
|---------------------------|---|
| | 2019年 6月25日現在 |
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2.時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

| |
|-------------|
| 該当事項はありません。 |
|-------------|

(重要な後発事象に関する注記)

| |
|-------------|
| 該当事項はありません。 |
|-------------|

（その他の注記）

元本の移動

| 区分 | 2019年 6月25日現在 |
|-------------------------------|------------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首 | 2018年 6月26日 |
| 期首元本額 | 137,278,789,967円 |
| 期中追加設定元本額 | 17,393,126,601円 |
| 期中一部解約元本額 | 17,225,497,454円 |
| 期末元本額 | 137,446,419,114円 |
| 期末元本額の内訳 | |
| SBI 資産設計オープン（資産成長型） | 2,440,210,878円 |
| SBI 資産設計オープン（分配型） | 9,755,726円 |
| SMT グローバル株式インデックス・オープン | 26,161,799,411円 |
| 世界経済インデックスファンド | 7,464,707,360円 |
| 外国株式インデックス・オープン | 898,690,375円 |
| DCマイセレクション25 | 1,073,556,465円 |
| DCマイセレクション50 | 4,802,659,736円 |
| DCマイセレクション75 | 5,038,042,114円 |
| DC外国株式インデックス・オープン | 8,427,690,329円 |
| DCマイセレクションS25 | 431,942,774円 |
| DCマイセレクションS50 | 1,944,942,386円 |
| DCマイセレクションS75 | 1,447,414,690円 |
| DCターゲット・イヤール ファンド2025 | 110,501,818円 |
| DCターゲット・イヤール ファンド2035 | 188,092,307円 |
| DCターゲット・イヤール ファンド2045 | 123,531,895円 |
| DC世界経済インデックスファンド | 6,436,818,340円 |
| 外国株式インデックス・オープン（SMA専用） | 1,787,009,027円 |
| マイセレクション50VA1（適格機関投資家専用） | 10,911,548円 |
| マイセレクション75VA1（適格機関投資家専用） | 11,535,429円 |
| 外国株式インデックス・オープンVA1（適格機関投資家専用） | 52,208,780円 |
| バランス30VA1（適格機関投資家専用） | 62,245,400円 |
| バランス50VA1（適格機関投資家専用） | 211,253,124円 |
| バランス25VA2（適格機関投資家専用） | 36,550,241円 |
| バランス50VA2（適格機関投資家専用） | 305,543,304円 |
| バランスA（25）VA1（適格機関投資家専用） | 741,352,702円 |
| バランスB（37.5）VA1（適格機関投資家専用） | 377,142,110円 |
| バランスC（50）VA1（適格機関投資家専用） | 2,454,443,353円 |
| 世界バランスVA1（適格機関投資家専用） | 1,942,978,300円 |

| | | | | |
|--------|-------------|------------------------------|-----------|----------------------------------|
| | シンガポールドル | ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT | 197,500 | 594,475.00 |
| | | CAPITALAND COMMERCIAL TRUST | 243,000 | 520,020.00 |
| | | CAPITALAND MALL TRUST | 200,300 | 520,780.00 |
| | | SUNTEC REIT | 173,000 | 335,620.00 |
| | シンガポールドル 小計 | | 813,800 | 1,970,895.00 (156,291,973) |
| 投資証券合計 | | | 3,943,523 | 9,172,300,840 (9,172,300,840) |
| 合計 | | | | 9,439,882,027 (9,439,882,027) |

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1.通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の通貨別内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 組入投資信託 受益証券 時価比率 | 組入投資証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|--------------|--------------|------------------------|----------------|----------------|
| アメリカドル | 株式 617銘柄 | 96.9% | | | 66.4% |
| | 投資証券 39銘柄 | | | 3.1% | 2.1% |
| カナダドル | 株式 85銘柄 | 99.5% | | | 3.7% |
| | 投資証券 3銘柄 | | | 0.5% | 0.0% |
| ユーロ | 株式 240銘柄 | 99.0% | | | 11.5% |
| | 投資証券 5銘柄 | | | 1.0% | 0.1% |
| イギリスポンド | 株式 94銘柄 | 98.9% | | | 6.1% |
| | 投資証券 3銘柄 | | | 1.1% | 0.1% |
| スイスフラン | 株式 39銘柄 | 100.0% | | | 3.4% |
| スウェーデンクローナ | 株式 33銘柄 | 100.0% | | | 1.0% |
| ノルウェークローネ | 株式 10銘柄 | 100.0% | | | 0.2% |
| デンマーククローネ | 株式 17銘柄 | 100.0% | | | 0.6% |
| オーストラリアドル | 株式 58銘柄 | 90.7% | | | 2.4% |
| | 投資信託受益証券 3銘柄 | | 2.0% | | 0.1% |
| | 投資証券 7銘柄 | | | 7.3% | 0.2% |
| ニュージーランドドル | 株式 7銘柄 | 100.0% | | | 0.1% |
| 香港ドル | 株式 37銘柄 | 93.0% | | | 1.3% |
| | 投資信託受益証券 2銘柄 | | 1.9% | | 0.0% |
| | 投資証券 1銘柄 | | | 5.1% | 0.1% |

| | | | | | | |
|-----------|------|------|--------|--|------|------|
| シンガポールドル | 株式 | 21銘柄 | 90.8% | | | 0.4% |
| | 投資証券 | 4銘柄 | | | 9.2% | 0.0% |
| イスラエルシェケル | 株式 | 8銘柄 | 100.0% | | | 0.1% |

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

2【ファンドの現況】

【外国株式インデックス・オープン（SMA専用）】

【純資産額計算書】

(2019年 7月31日現在)

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 4,726,042,814円 |
| 負債総額 | 3,450,583円 |
| 純資産総額（ - ） | 4,722,592,231円 |
| 発行済口数 | 2,772,878,333口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.7031円 |
| （1万口当たり純資産額） | （17,031円） |

(参考)

外国株式インデックス マザーファンド

純資産額計算書

(2019年 7月31日現在)

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 357,998,886,385円 |
| 負債総額 | 169,015,640円 |
| 純資産総額（ - ） | 357,829,870,745円 |
| 発行済口数 | 135,330,410,830口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 2.6441円 |
| （1万口当たり純資産額） | （26,441円） |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行し

ません。

受益権の譲渡

- イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日 | 提出書類 |
|-------------|---------|
| 2018年 9月25日 | 有価証券届出書 |
| 2018年 9月25日 | 有価証券報告書 |
| 2019年 3月25日 | 有価証券届出書 |
| 2019年 3月25日 | 半期報告書 |

